

# 余土地区まちづくり協議会規約

余土地区は、1889年(明治22年)12月15日に町村制施行により、それまでの伊予郡市坪村、保免村、余戸村が合併し、伊予郡余土村として発足、これにより初めて「余土」の名称が生まれた。その後1897年(明治30年)4月1日、温泉郡余土村に変更となり、1954年(昭和29年)10月1日に松山市に編入され、現在に至っている。生活基盤や歴史文化等を共有し、古くは律令時代まで遡ることのできる地区である。

1898年(明治31年)、森恒太郎(号森盲天外)が余土村長に就任し、1907年(明治40年)まで在職した。森村長は、在職中にさまざまな基礎調査を実施し、それに基づいて7項目の「村是」を定めた。村長自らが率先して行動することで、住民に自治共同の精神を芽生えさせ、着々と成果をあげていった。

こうした取り組みの結果、1903年(明治36年)に大阪で開催された第五回内国勸業博覧会に出品した「余土村是資料」が、一等賞に選ばれた。その後も自治共同の精神は受け継がれ、先進的な自治体として、当時の内務大臣から「模範村」として表彰もされた。そのため、全国から見学者が余土村に押し寄せ、名実ともに「日本一のまち」としての地位を得た。

しかし、時代の推移とともに当時の事を知る人も少なくなり、余土地区の様子も大きく変わってきた。人口が急増し、さまざまな地域課題も出てきた。

そのような中で、「身近なまちづくりは自分たちの手で」とし、自治共同の精神を持ち、住民主体で活性化した新しいまちづくりを推進する。また行政等との協働により『余土流のまちづくり』を実践することを目指す。

## 第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、余土地区まちづくり協議会(以下「まち協」という。)と称し、事務所を松山市余戸東4丁目4番34号に置く。

(区域)

第2条 まち協の活動区域(以下「余土地区」という。)は、松山市の市坪北一丁目～二丁目、市坪南一丁目～三丁目、市坪西町、保免上一丁目～二丁目、保免中一丁目～三丁目、保免西一丁目～四丁目、余戸東一丁目～五丁目、余戸中一丁目～六丁目、余戸南一丁目～六丁目、出合、及び余戸西一丁目～六丁目とする。

(目的)

第3条 まち協は、前文を踏まえて「住民主体で活性化した新しいまちづくり」を実践し、さまざまな地域課題を解決していくため、余土地区の理想的な将来像を実現するための計画（以下「まちづくり計画」という。）に基づき、地域住民が主体となり、行政等との協働により、魅力ある、安全で安心な住みよいまちづくりを実現することを目的とする。

(事業)

第4条 まち協は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、事業の推進を図る。

- (1) 余土地区の総合的施策に関する事項
- (2) 広報広聴、保健福祉安全、環境整備、及び教育文化に関する事項
- (3) 行政等との協働に関する事項
- (4) 余土地区内の各種社会活動団体との連携及び事業調整に関する事項
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 まち協は、政治活動及び布教等の宗教活動を行わない。

(組織の構成)

第5条 まち協は、余土地区内の各種社会活動団体等、及び余土地区に在住又は在勤する個人のうち、第3条の目的に賛同し、入会したもの（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 まち協に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長に入会届を提出しなければならない。なお、各種社会活動団体等については、その代表者が提出することにより、その団体に属する全員から提出があったものとみなすことができる。

3 構成員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

4 構成員が、次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。この場合、会費の返戻はしない。

- (1) 構成員が地区外へ転居し、若しくは転出し、又は死亡したとき。
- (2) 構成員が別に定める退会届を提出したとき。

5 まち協は、構成員が第3条の目的に反する活動を行うなど、構成員としてふさわしくないと認めるときは、役員会の議決を経て当該構成員を除名することができる。

(個人情報保護)

第6条 まち協は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第7条 会長は、まち協の運営及び事業等に関し、総会又は役員会の議事録及び会計に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

## 第2章 役員等

(役員)

第8条 まち協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 30名以内
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において次に掲げる候補者の中から選任する。

- (1) 別に定める市坪・保免・余戸東・余戸中・余戸南・余戸西の各地域から推薦された者。
- (2) 前号に定めるもののほか、総会において選任された者。
- (3) 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(相談役)

第9条 まち協に相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会で選任する。

(役員等の職務)

第10条 役員等の職務を次のとおり定める。

- (1) 会長は、まち協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 会計は、まち協の会計事務を行う。
- (4) 理事は、各地域の住民の意向を踏まえ、まち協の運営及び活動について協議する。
- (5) 監事は、まち協の業務及び会計を監査する。不正の事実を発見したときは役員会又は臨時総会の招集を請求し、これを報告する。
- (6) 相談役は、会長の要請に応じて役員会に出席し、まち協の運営及び活動

上の諸問題に関し意見を述べることができる。ただし、議決権はないものとする。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、まち協の活性化のため、同一役職への就任は、原則として連続3期を超えないものとする。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第3章 機 関

(機関の種別)

第12条 まち協に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員長会
- (4) 専門委員会
- (5) 事務局
- (6) 特別委員会

(総会)

第13条 総会は、まち協の最高議決機関であって、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。
  - (1) 監事を除く役員
  - (2) 専門委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長
  - (3) 構成員のうち各種社会活動団体等の代表者
  - (4) 構成員のうち前号の団体に属さない個人。この場合の代議員数は別に定める。
- 3 定期総会は、年1回、年度始めに会長が招集し、まちづくり計画、事業計画及び事業報告、予算及び決算、役員選任、規約、会費その他必要な事項について審議する。
- 4 臨時総会は、代議員の過半数又は役員会から要求があったとき、若しくは監事から請求があったとき、会長が15日以内に招集しなければならない。

- 5 総会の議長及び議事録署名人は、その総会において出席した代議員の中から選出する。
- 6 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その代議員は出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、議長は代議員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (役員会)

- 第14条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって、役員及び専門委員会の委員長をもって構成する。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について審議する。ただし、監事から請求があったときは、会長は15日以内に招集しなければならない。
  - 3 役員会の議長は会長とする。ただし、監事からの請求により招集した場合は、出席した役員の互選により議長を選出する。
  - 4 役員会は、第1項に定める構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
  - 5 役員会の議事は、出席した役員の過半数で決する。この場合において、議長は役員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (専門委員長会)

- 第15条 専門委員長会は、会長・副会長・会計・各専門委員会の委員長及び副委員長をもって構成する。
- 2 専門委員長会は、第4条に定める事業等についての各専門委員会からの提案、事業計画案、予算案等について協議調整する。
  - 3 専門委員長会の議長は、互選とする。
  - 4 専門委員長会は、役員会からの提出事項について審議し、処理方策を調整する。
  - 5 専門委員長会に、会長が必要と認めた者を招へいすることができる。

#### (専門委員会)

- 第16条 専門委員会は、専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める事業を行う。

- (1) 総務企画委員会 組織の運営・管理等に関する事。
  - (2) 広報広聴委員会 広報・広聴等に関する事。
  - (3) 保健福祉安全委員会 地域住民の保健・福祉の増進及び安全・安心等に関する事。
  - (4) 環境整備委員会 地域の住環境の整備等に関する事。
  - (5) 教育文化委員会 地域住民の教育・文化等に関する事。
- 3 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 4 専門委員会の委員長は、役員会で選任し、所属する専門委員会を統括する。
  - 5 専門委員会の副委員長は、各専門委員会に属する専門委員の中から互選により選出し、委員長を補佐する。

#### (専門委員)

第17条 まち協に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、所属する専門委員会が行う事業を推進する。
- 3 専門委員は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。
  - (1) 第8条第2項第1号の規定により推薦された者
  - (2) 個人の構成員のうち、自薦のあった者
  - (3) 専門委員会から推薦のあった者
- 4 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された専門委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、役員を兼ねることができる。

#### (事務局)

第18条 まち協の円滑な運営を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務員を置くことができる。
- 3 事務局長・事務員は、各種会議に出席するものとする。ただし議決権はないものとする。
- 4 事務局長・事務員は、会長が委嘱する。
- 5 事務員は、まち協の運営に関する庶務を行う。
- 6 事務員には、別に定める額の手当を支給する。

#### (特別委員会)

第19条 まち協に、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、役員会の承認により設置し、特定事項の解決のための事業を行う。
- 3 特別委員会は、役員会で選任された委員をもって構成する。

(会議における意見の聴取)

第 20 条 第 13 条に掲げる機関の会議に、会長が必要と認めた学識経験者又は行政職員等を招へいし、意見を聴くことができる。

## 第 4 章 会計及び会計監査

(経費の支弁)

第 21 条 まち協の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

2 まち協の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

3 会長は、当該年度の予算が成立する日までの間は、役員会の議決を経て、前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。この場合において会長が行った収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計監査)

第 22 条 監事は、まち協の会計監査において、関係諸帳簿を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

## 第 5 章 規約の変更

(規約の変更)

第 23 条 この規約の改廃は、総会の議決を得て行わなければならない。

## 第 6 章 雑 則

(規約に定めのない事項)

第 24 条 この規約に定めのない事項については、会長は、その内容に応じて総会又は役員会に諮り、承認を得なければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(その他)

2 まち協の設立までの職務全般については、余土地区まちづくり協議会設立準備会の企画委員が行う。

3 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。